

秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、県が設置する職業能力開発校（法第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校をいう。以下同じ。）の行う普通職業訓練（同号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。）の基準等を定めるものとする。

（職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練）

第二条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 二 短期課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第九条に規定する短期課程をいう。以下同じ。）の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 三 その教科の全てについて簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

（他の施設により行われる教育訓練を職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練）

第三条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（普通職業訓練の基準）

第四条 普通課程（省令第九条に規定する普通課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校を卒業した者若しくは同法第六十六条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法第一条に規定する高等学校を卒業した者若しくは同法に規定する中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通所の方法によるほか、通信の方法によっても行うことができること。この場合において、通信の方法によるときは、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、二年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が二千八百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備 教科の科目に応じた該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。以下同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通所の方法によるほか、通信の方法によっても行うことができること。この場合において、通信の方法によるときは、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備 教科の科目に応じた該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

（無料とする職業訓練）

第五条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発学校において**求職者に対して**行う短期課程の普通職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第六条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項の都道府県知事の免許を受けた者又は省令第四十八条の三各号のいずれかに該当する者（当該都道府県知事の免許を受けた者及び法第三十条第一項の職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第三十九条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（秋田県立職業能力開発校条例の一部改正）

2 秋田県立職業能力開発校条例（昭和五十一年秋田県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び」の下に「秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十九号）の規定による」を加える。